社会福祉法人 鼎(かなえ) 福祉用具貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、身体障害者(児)や虚弱高齢者等に歩行器・車いす等 (以下「福祉用具」という。)の貸出しを行うことにより、本人の健康増進と 家族介護者の身体的、精神的な介護負担を軽減し、在宅福祉の増進を図ること を目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人 鼎(かなえ)とする。

(利用者)

- 第3条 利用者は、福祉用具の利用が必要な次の各号に該当する者とする。
 - (1) 要介護認定で非該当、要支援1、要支援2及び要介護1と認定された人 (福祉用具貸与 例外給付対象者は除く)
 - (2) 歩行障害または内部障害等の理由により、福祉用具の貸出を必要とする人
 - (3) 旅行等で急遽、福祉用具の貸出を必要とする人
 - (4) その他、法人内で協議し、特に必要と認めた人(利用の申請及び決定)
 - 第4条 利用を希望する者は、福祉用具利用申請書を当法人 施設長宛に提出しなければならない。

(福祉用具の故障及び故障に伴う賠償)

- 第5条 消耗的な故障による修理費は、利用者の申し出により当法人が負担する。その他の故障は、利用者が実費を弁償しなければならない。
- 2 利用者は、福祉用具の利用に際して極力貸出時の状態を保つよう心がけなければならない。
- 3 利用者は、福祉用具の利用に際して事故が発生した場合、あらゆる損害について一切の賠償権を当法人に対して行使しないものとする。

(福祉用具の返還)

第6条 福祉用具の利用者は、次の各号に該当する場合、福祉用具を返還しなければ ならない。

- (1) 福祉用具の利用を中止するとき。
- (2) 福祉用具を損傷したとき。
- (3)介護認定審査会において要介護2以上と認定されたとき。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、法人本部会議にて協議し別に定める。

附則この規程は、令和6年10月1日から施行する。